

愛知・名古屋 2026 大会ボランティア募集広報業務委託 仕様書

1 業務名

愛知・名古屋 2026 大会ボランティア募集広報業務委託

2 業務の目的

2026 年に開催される第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第 5 回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「愛知・名古屋 2026 大会」という。）のボランティア募集が 10 月頃から始まる。一般的に応募のピークは最初と最後に訪れるとされており、募集開始時は、記者発表等に伴うメディアでの露出や関係団体等からの働きかけがあるため、一定の応募者が見込まれる。約 3 ヶ月の募集期間の中で、募集期間の中盤に当たる 11 月中旬ごろから応募者数が減少傾向になると考えられる。

終盤の応募者数増加の伸びは、中盤時期の広報活動がカギとなるため、応募の勢いが弱まるタイミングで、SNS 等でボランティア募集の宣伝を実施し、応募の促進を図るとともに、終盤期の応募者数増加へさらに拍車をかけるために、11 月中旬から募集期間終了までに宣伝を実施し、ボランティア応募の促進を図る。

3 契約期間

契約締結日から 2025 年 2 月 7 日（金曜日）までとする。

4 業務の内容

受託者は、委託者の指示に従い、以下の業務を行う。なお、企画・実施の具体化や仕様書の定めのない事項については、委託者と協議の上、決定すること。

（1）業務の目的

- ・愛知・名古屋 2026 大会ボランティア募集の実施の認知度を高められること。
- ・愛知・名古屋 2026 大会ボランティア応募の促進に繋がる効果があること。

（2）業務内容

少なくとも以下 2 点の内容を盛り込んだ業務内容を企画及び実施すること。

ア 広報動画の制作

（ア）企画・構成

企画提案内容を基に、委託者と協議を行い、構成内容と工程を決定し、工程表を委託者に提出する。決定した内容を基にシナリオ、ナレーション、テロップ及び BGM、イラスト等（絵コンテ含む。）を作成する。

（イ）内容

- ・全編 15 秒のボランティア募集の広報動画とすること。
- ・コアグラフィックスを効果的に活用すること。
- ・愛知・名古屋 2026 大会のボランティアの活動がイメージできること。
- ・愛知・名古屋 2026 大会のボランティアに参加したくなる内容にすること。

- ・若者や社会人、シニア層と幅広い世代をターゲットとすること。
- ・SNS等の広告で利用可能な構成とすること。
- ・日本語の字幕を入れること。
- ・日本語版のみ作成すること。

(ウ) 納品期限

2024年11月8日(金曜日)

イ ウェブ広告を利用した広報業務

(ア) 内容

本大会の会場所在自治体に住む2026年に18歳以上となる者が利用するウェブコンテンツを中心に、愛知・名古屋2026大会ボランティア募集促進に係る広告を掲出する。

若者や社会人、シニア層と幅広い世代をターゲットとした広告デザインとし、本大会のボランティア募集の趣旨が伝わりやすい内容とすること。

(媒体例)

- ・ディスプレイ広告
Yahoo!ディスプレイ広告
Googleディスプレイネットワーク等
- ・SNS広告
Facebook
Instagram
X(旧Twitter)等
- ・動画広告
TikTok
YouTube等

(イ) ランディングページ

ランディングページが必要な場合は、次のホームページとすること。

- ・愛知・名古屋2026大会ボランティア募集ホームページ(仮称)

(ウ) 期間

2024年11月下旬から12月下旬(10日以上)

2025年1月中旬から1月31日(10日以上)

(3) 映像素材の調達・新規映像撮影

- ・広告に必要なチラシ(A4縦)のデザインデータは、委託者が提供する。必要に応じて、サイズの変更やデザインの変更を行うこと。
- ・動画広告を行う場合、動画に必要な各種映像素材を調達(使用にあたっての各種権利調整を含む)及び撮影すること。調達及び撮影に係る一切の費用は、受託者の負担とする。新規撮影を行う場合には、必要に応じ公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員が立ち会うこととする。

また、動画をより効果的な内容とするためのBGM等を調達する。必要に応じ、新規音声の収録等を行うこと。

- ・ 広告データは、今後編集が可能なものにすること。

(動画のデータの場合、動画データの一部を切り取って使用できるようにすること。)

5 追加提案の企画及び実施

委託者が示す仕様書の内容以外に、受託者が独自に企画を提案した場合は、委託金額の範囲内でその遂行に責任を持って対応するものとする。

なお、追加提案をする企画は、本事業の趣旨に副う効果的なものとし、詳細については、企画提案のあったものを基に委託者と協議の上、決定する。

6 成果品の納入及び業務完了届の提出

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の成果品及び業務完了届を委託者に納入・提出しなければならない。

(1) 業務完了届 (任意様式)

(2) 納品物

ア 事業実績報告書

各種業務の実施状況を示す現場写真や証明書等を添付すること。

媒体：①紙媒体1部 (任意様式)、②電子媒体1式 (PDF 様式、CD-R 等に保存)

イ 業務過程で作成したデザイン等の成果物

媒体：電子媒体1式 (CD-R 等に保存)

(3) 提出先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
人事課ボランティアグループ

(名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階)

(4) 提出期限

2025年2月7日 (金曜日)

7 委託料の支払い

業務完了後、精算払いとする。

8 業務処理責任者

(1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に連絡するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処

理するものとする。

- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有するものでなければならない。

9 業務実施計画書及び業務日程表

受託者は、契約締結後すみやかに、業務実施計画書及び業務日程表を作成し、委託者の承諾を得ること。

10 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者は委託者との連携を密とし、適宜、協議または打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務処理責任者は、委託者と協議又は打ち合わせをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。
- (3) 企画提案の内容を踏まえ、委託者と協議の上業務を実施することとする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

12 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。
- (2) 再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

13 著作権等の取扱

本業務で生じた知的財産及び納品物に係る使用及び処分に関する一切の権利は、組織委員会に帰属するものとする。

14 遵守事項

- (1) 受託者は、委託契約及び本仕様書に従い、誠実に委託業務を行うこと。
- (2) 受託者は、常に委託者と密に連絡を取りながら委託業務を進めること。
- (3) 委託業務の履行に必要な諸手続きは、受託者の責任と費用負担において実施すること。
- (4) 受託者は、委託業務により知りえた内容を、委託者の許可なく外部に漏らしてはならない。